

○経済産業省令第五十三号

外国為替及び外国貿易法（昭和二十四年法律第二百二十八号）第六十九条の五、輸出貿易管理令（昭和二十四年政令第三百七十八号）別表第一及び外国為替令（昭和五十五年政令第二百六十号）別表の規定に基づき、輸出貿易管理令別表第一及び外国為替令別表の規定に基づき貨物又は技術を定める省令の一部を改正する省令を次のように定める。

令和五年十二月一日

経済産業大臣 西村 康稔

輸出貿易管理令別表第一及び外国為替令別表の規定に基づき貨物又は技術を定める省令の一部を改正する省令

輸出貿易管理令別表第一及び外国為替令別表の規定に基づき貨物又は技術を定める省令（平成三年通商産業省令第四十九号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分は、これに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正前欄に二重傍線を付した規定で改正後欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを削り、改正後欄に二重傍線を付した規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げ

ていないものは、これを加える。

改正後	改正前
<p>（輸出貿易管理令別表第一関係）</p> <p>第一条 輸出貿易管理令（以下「輸出令」という。）別表第一の二の項の経済産業省令で定める仕様のものは、次のいずれかに該当するものとする。</p> <p>一〜十の三 「略」</p> <p>十一 しごきスピニング加工機又はその部分品であつて、次のいずれかに該当するもの</p> <p>イ 「略」</p>	<p>（輸出貿易管理令別表第一関係）</p> <p>第一条 輸出貿易管理令（以下「輸出令」という。）別表第一の二の項の経済産業省令で定める仕様のものは、次のいずれかに該当するものとする。</p> <p>一〜十の三 「略」</p> <p>十一 しごきスピニング加工機又はその部分品であつて、次のいずれかに該当するもの</p> <p>イ 「略」</p>

ロ 内径が七五ミリメートル超六五〇ミリメートル未満の円筒形のロータを成形することができると設計したマンドレル

十二〜三十二 「略」

三十三 ガス遠心分離機のロータの製造用若しくは組立用の装置又はその部分品であつて、次のいずれかに該当するもの

イ・ロ 「略」

ハ 次の(一)から(三)までのすべてに該当するペローズ(アルミニウム合金、マルエージング鋼又は繊維で強化した複合材料からなるものに限る。)の製造用のマンドレル又は型

ロ 内径が七五ミリメートル超四〇〇ミリメートル未満の円筒形のロータを成形することができると設計したマンドレル

十二〜三十二 「略」

三十三 ガス遠心分離機のロータの製造用若しくは組立用の装置又はその部分品であつて、次のいずれかに該当するもの

イ・ロ 「略」

ハ 次の(一)から(三)までのすべてに該当するペローズ(アルミニウム合金、マルエージング鋼又は繊維で強化した複合材料からなるものに限る。)の製造用のマンドレル又は型

(一) 内径が七五ミリメートル超六五〇ミリメートル未満のもの

(二) ・ (三) 「略」

三十四〜六十二 「略」

第二条の二 輸出令別表第一の三の二の項(一)の経済産業省令で定めるものは、次のいずれかに該当するものとする。

一・二 「略」

三 毒素(免疫毒素を除く。)であつて、アフラトキシン、アプリン、ウエルシユ菌毒素(アルファ、ベータ1、ベータ2、イプシロン又はイオタの毒素に限る。)、HT-2トキ

(一) 内径が七五ミリメートル超四〇〇ミリメートル未満のもの

(二) ・ (三) 「略」

三十四〜六十二 「略」

第二条の二 輸出令別表第一の三の二の項(一)の経済産業省令で定めるものは、次のいずれかに該当するものとする。

一・二 「略」

三 毒素(免疫毒素を除く。)であつて、アフラトキシン、アプリン、ウエルシユ菌毒素(アルファ、ベータ1、ベータ2、イプシロン又はイオタの毒素に限る。)、HT-2トキ

シン、黄色ブドウ球菌毒素（腸管毒素、アル
ファ毒素及び毒素性ショック症候群毒素）、
コノトキシシン、コノトキシシン、ジアセトキ
シスシルペノール、志賀毒素、T-2トキシ
シン、テトロドトキシシン、ノジュラリン、パリ
トキシシン、ビスカミン、ブレベトキシシン、ボ
ツリヌス毒素、ボルケンシン、マイクロシスチ
ン又はモデシン

四 「略」

五 細菌又は菌類であつて、クラビバクター・
ミシガネンシス亜種セペドニカス、コクシジ
オイデス・イミチス、コクシジオイデス・ポ
サダシ、コレトトリクム・カーハワイ、ザン

シン、黄色ブドウ球菌毒素（腸管毒素、アル
ファ毒素及び毒素性ショック症候群毒素）、
コノトキシシン、コレラ毒素、志賀毒素、ジア
セトキシスシルペノール、T-2トキシシン、
テトロドトキシシン、ビスカミン、ボツリヌス
毒素、ボルケンシン、マイクロシスチン又はモ
デシン

四 「略」

五 細菌又は菌類であつて、クラビバクター・
ミシガネンシス亜種セペドニカス、コクシジ
オイデス・イミチス、コクシジオイデス・ポ
サダシ、コクリオポールス・ミヤベアヌス、

トモナス・アルビリネアンズ、ザントモナス
・オリゼ・パソバー・オリゼ、ザントモナス
・シトリ・パソバー・シトリ、シンキトリウ
ム・エンドビオチクム、スクレロフトラ・ラ
イシアエ・バラエティー・ゼアエ、セカフオ
ラ・ソラニ、チレチア・インディカ、バイボ
ラリス・オリゼ、プクシニア・グラミニス亜
種グラミニス・バラエティー・グラミニス、
プクシニア・ストリイフォルミス、プセウド
セルコスボラ・ウレイ、ペロノスクレロスボ
ラ・フィリピネンシス、マグナポルテ・オリ
ゼ又はラルストニア・ソラナセアルム・レー
ス三及び次亜種二

コレトトリクム・カーハワイ、ザントモナス
・アクソノポデイス・パソバー・シトリ、ザ
ントモナス・アルビリネアンズ、ザントモナ
ス・オリゼ・パソバー・オリゼ、シンキトリ
ウム・エンドビオチクム、スクレロフトラ・
ライシアエ・バラエティー・ゼアエ、セカフ
オラ・ソラニ、チレチア・インディカ、プク
シニア・グラミニス種グラミニス・バラエテ
イー・グラミニス、プクシニア・ストリイフ
オルミス、ペロノスクレロスボラ・フィリピ
ネンシス、マグナポルテ・オリゼ、マイクロシ
クルス・ウレイ又はラルストニア・ソラナセ
アルム・レース三及び次亜種二

六 遺伝子を改変した生物（意図的な分子操作
によって核酸の塩基配列を生成し、又は改変
されたものを含む。）であつて次のいずれか
を有するもの又は遺伝要素（染色体、ゲノム
、プラスミド、トランスポゾン、ベクター及
び復元可能な核酸断片を含む不活性化された
組織体を含む。）であつて次のいずれかの塩
基配列を有するもの

イ 第一号に該当するものの遺伝子又はこれ
を翻訳した生産物

ロ 第二号又は前号に該当するものの遺伝子
のうち、人、動物若しくは植物の健康に重
大な危害を与えるもの（これを転写し又は

六 遺伝子を改変した生物（意図的な分子操作
によって核酸の塩基配列を生成し、又は改変
されたものを含む。）であつて次のいずれか
を有するもの又は遺伝要素（染色体、ゲノム
、プラスミド、トランスポゾン、ベクター及
び復元可能な核酸断片を含む不活性化された
組織体を含む。）であつて次のいずれかの塩
基配列を有するもの

イ 第一号に該当する遺伝子

ロ 第二号又は前号に該当する遺伝子のうち
、人、動物若しくは植物の健康に重大な危
害を与えるもの（転写又は翻訳した生産物

翻訳した生産物を通じて危害を与えるもの
を含む。）又は病原性を付与し若しくは増
強することができるもの（血清型〇二六、
〇四五、〇一〇三、〇一〇四、〇一一一、
〇一二一、〇一四五、〇一五七その他の志
賀毒素を産生する血清型をもつ大腸菌の核
酸の塩基配列（志賀毒素又はそのサブユニ
ットの遺伝要素を持つものに限る。）を有
するもの以外のものを除く。）

ハ 「略」

2 「略」

第四条 輸出令別表第一の五の項の経済産業省令

を通じて危害を与えるものを含む。）又は
病原性を付与し若しくは増強することができ
るもの（血清型〇二六、〇四五、〇一〇三
、〇一〇四、〇一一一、〇一二一、〇一四
五、〇一五七その他の志賀毒素を産生する
血清型をもつ大腸菌の核酸の塩基配列（志
賀毒素又はそのサブユニットの遺伝要素を
持つものに限る。）を有するもの以外のも
のを除く。）

ハ 「略」

2 「略」

第四条 輸出令別表第一の五の項の経済産業省令

で定める仕様のもは、次のいずれかに該当するものとする。

一〇十 「略」

十一 潤滑剤として使用することができる材料、振動防止用に使用することができる液体又は冷媒用の液体であつて、次のいずれかに該当するもの

イ・ロ 「略」

ハ 振動防止用に使用することができる液体であつて、純度が九九・八パーセントを超え、かつ、径が二〇〇マイクロメートル以上の粒状の不純物の数が一〇〇ミリリットル当たり二五個未満のものうち、次のい

で定める仕様のもは、次のいずれかに該当するものとする。

一〇十 「略」

十一 潤滑剤として使用することができる材料、振動防止用に使用することができる液体又は冷媒用の液体であつて、次のいずれかに該当するもの

イ・ロ 「略」

ハ 振動防止用に使用することができる液体であつて、純度が九九・八パーセントを超え、かつ、径が二〇〇マイクロメートル以上の粒状の不純物の数が一〇〇ミリリットル当たり二五個未満のものうち、次のい

ずれかに該当する物質の重量が全重量の八パーセント以上のもの

(一) 「略」

(二) ポリクロロトリフルオロエチレン

(油状又はワックス状のもであつて、改質されたものに限る。)

(三) 「略」

二 「略」

十二〜十六 「略」

第九条 輸出令別表第一の一〇の項の経済産業省令で定める仕様のもは、次のいずれかに該当するものとする。

ずれかに該当する物質の重量が全重量の八パーセント以上のもの

(一) 「略」

(二) ポリクロロトリフルオロエチレン

(三) 「略」

二 「略」

十二〜十六 「略」

第九条 輸出令別表第一の一〇の項の経済産業省令で定める仕様のもは、次のいずれかに該当するものとする。

一〇九の三 「略」

十 レーザー発振器又はその部分品、附属品若しくは試験装置であつて、次のいずれかに該当するもの

イ 「略」

ロ 波長可変レーザー発振器以外のパルスレーザー発振器であつて、次のいずれかに該当するもの（二に該当するものを除く。）

(一)・(二) 「略」

(三) 五一〇ナノメートル超五四〇ナノメートル以下の波長範囲で使用するように設計したものであつて、次のいずれかに該当するもの

一〇九の三 「略」

十 レーザー発振器又はその部分品、附属品若しくは試験装置であつて、次のいずれかに該当するもの

イ 「略」

ロ 波長可変レーザー発振器以外のパルスレーザー発振器であつて、次のいずれかに該当するもの（二に該当するものを除く。）

(一)・(二) 「略」

(三) 五一〇ナノメートル超五四〇ナノメートル以下の波長範囲で使用するように設計したものであつて、次のいずれかに該当するもの

1 単一横モードで発振するものであつて、次のいずれかに該当するもの

一 「略」

二 平均出力が八〇ワットを超えるもの

の

2 「略」

(四)〜(十) 「略」

ハ 「略」

ニ レーザー発振器であつて、次のいずれかに該当するもの

(一) 半導体レーザー発振器であつて、

次のいずれかに該当するもの

1 単一横モードで発振する単一の半導

1 単一横モードで発振するものであつて、次のいずれかに該当するもの

一 「略」

二 平均出力が五〇ワットを超えるもの

の

2 「略」

(四)〜(十) 「略」

ハ 「略」

ニ レーザー発振器であつて、次のいずれかに該当するもの

(一) 半導体レーザー発振器であつて、

次のいずれかに該当するもの

1 単一横モードで発振する単一の半導

体レーザーダイオードであって、次のいずれかに該当するもの

一 一、五七〇ナノメートル以下の波長範囲で使用するように設計したものであって、平均出力又は持続波の定格出力が二・〇ワットを超えるもの

二 一、五七〇ナノメートルを超える波長範囲で使用するように設計したものであって、平均出力又は持続波の定格出力が五〇〇ミリワットを超えるもの

2～5 [略]

体レーザーダイオードであって、次のいずれかに該当するもの

一 一、五一〇ナノメートル以下の波長範囲で使用するように設計したものであって、平均出力又は持続波の定格出力が一・五ワットを超えるもの

二 一、五一〇ナノメートルを超える波長範囲で使用するように設計したものであって、平均出力又は持続波の定格出力が五〇〇ミリワットを超えるもの

2～5 [略]

(二)～(六) [略]

ホ・ヘ [略]

十の二～十六 [略]

第十一条 輸出令別表第一の一二の項の経済産業省令で定める仕様のものは、次のいずれかに該当するものとする。

一～九 [略]

十 船舶の部分品であって、次のいずれかに該当するもの

イ・ロ [略]

ハ 超電導式推進機関であって、出力が〇・一メガワットを超えるもの

(二)～(六) [略]

ホ・ヘ [略]

十の二～十六 [略]

第十一条 輸出令別表第一の一二の項の経済産業省令で定める仕様のものは、次のいずれかに該当するものとする。

一～九 [略]

十 船舶の部分品であって、次のいずれかに該当するもの

イ・ロ [略]

ハ 超電導式推進機関又は永久磁石を用いた電気推進機関であって、出力が〇・一メガ

ニスト 「略」

キ 潜水艇用に特に設計した永久磁石を用いた電気推進機関であつて、出力が〇・一メガワットを超えるもの

十一〜十四 「略」

第十二条 輸出令別表第一の一三の項の経済産業省令で定める仕様のものは、次のいずれかに該当するものとする。

一 航空機用のガスタービンエンジンであつて、第二十五条第三項第二号イからホまで、ト若しくはヌ、同項第三号若しくは第四号のい

ワットを超えるもの

ニスト 「略」

〔新設〕

十一〜十四 「略」

第十二条 輸出令別表第一の一三の項の経済産業省令で定める仕様のものは、次のいずれかに該当するものとする。

一 航空機用のガスタービンエンジンであつて、次のいずれかに該当するもの
イ 第二十五条第三項第二号イからトまで及

ずれかに該当する技術（プログラムを除く。
）又は第二十七条第六項第一号に該当する技術を用いたもの。ただし、次のいずれかに該当するものを除く。

イ 次の全てに該当するもの

(一) 本邦又は別表第二に掲げる地域の政府機関が証明したもの

(二) 民生用有人航空機の動力供給用ガスタービンエンジンであつて、当該エンジンを搭載する航空機に対して、本邦又は別表第二に掲げる地域の政府機関から次のいずれかの文書を発行されたもの

1 型式証明

びヌのいずれか、同項第三号若しくは同項第四号に該当するもの設計若しくは製造に必要な技術（プログラムを除く。）又は第二十七条第六項各号に該当するもの設計若しくは製造に必要な技術を用いたもの。ただし、次の(一)又は(二)のいずれかに該当するものを除く。

(一) 次の全てに該当するもの

1 本邦又は別表第二に掲げる地域の政府機関が証明したもの

2 民生用有人航空機の動力供給用ガスタービンエンジンであつて、当該エンジンを搭載する航空機に対して、本邦

2| 型式証明と同等の文書であつて、国
際民間航空機関の承認を受けたもの
ロ| 補助動力装置のために設計された航空機
用ガスタービンエンジンであつて、本邦又
は別表第二に掲げる地域の政府機関が証明
したもの

又は別表第二に掲げる地域の政府機関
から次のいずれかの文書を発行された
もの

一| 型式証明
二| 型式証明と同等の文書であつて、
国際民間航空機関の承認を受けたもの

(二)| 補助動力装置のために設計された
航空機用ガスタービンエンジンであつて
、本邦又は別表第二に掲げる地域の政府
機関が証明したもの
ロ| マッハ数が一を超える速度における巡航
時間が三〇分を超えるように設計した航空

機に使用するように設計したもの

二| 「略」
三| ガスタービンエンジンの組立品又はその部
分品であつて、第二十五条第三項第二号イか
らホまで、ト若しくは又若しくは同項第三号
から第五号までのいずれかに該当する技術（
プログラムを除く。）又は第二十七条第六項
第一号に該当する技術を用いたものうち、
次のいずれかに該当する航空機用のガスター
ビンエンジンに使用するように設計したもの
イ・ロ| 「略」

二| 「略」
三| ガスタービンエンジンの組立品又はその部
分品であつて、第二十五条第三項第二号イか
らトまで及びヌのいずれか、同項第三号若し
くは同項第四号に該当するものの設計若しく
は製造に必要な技術（プログラムを除く。）
又は第二十七条第六項各号に該当するもの
設計若しくは製造に必要な技術を用いたもの
のうち、次のいずれかに該当する航空機用の
ガスタービンエンジンに使用するように設計
したもの
イ・ロ| 「略」

四〇九「略」

十 打上げ用の飛しよう体若しくはその推進装置又は宇宙空間用の飛しよう体の部分品であつて、次のいずれかに該当するもの

イ 打上げ用の飛しよう体の部分品（ノーズコーン以外のものにあつては、重量が一〇キログラムを超えるものに限る。）であつて、次のいずれかを用いたもの

(一)～(三) 「略」

ロ～ニ 「略」

十の二・十一 「略」

十二 実時間で制御する装置、計測器（センサーを含む。）又は自動的にデータを収集し、

四〇九「略」

十 打上げ用の飛しよう体若しくはその推進装置又は宇宙空間用の飛しよう体の部分品であつて、次のいずれかに該当するもの

イ 打上げ用の飛しよう体の部分品（ノーズコーン以外のものにあつては、重量が一〇キログラムを超えるものに限る。）であつて、次のいずれかに該当するもの

(一)～(三) 「略」

ロ～ニ 「略」

十の二・十一 「略」

十二 実時間で制御する装置、計測器（センサーを含む。）又は自動的にデータを収集し、

解析する装置であつて、次のイ及びロに該当するもの

イ 「略」

ロ 第二十五条第三項第三号又は第四号に該当する技術（プログラムを除く。）を用いたもの

十三～二十 「略」

第十四条 輸出令別表第一の一五の項の経済産業省令で定める仕様のものは、次のいずれかに該当するものとする。

一～八 「略」

九 繫索式でない潜水艇であつて、次のいずれ

解析する装置であつて、次のイ及びロに該当するもの

イ 「略」

ロ 第二十五条第三項第三号又は第四号に該当するものの設計又は製造に必要な技術（プログラムを除く。）を用いたもの

十三～二十 「略」

第十四条 輸出令別表第一の一五の項の経済産業省令で定める仕様のものは、次のいずれかに該当するものとする。

一～八 「略」

九 繫索式でない潜水艇であつて、次のいずれ

かに該当するもの

イ 「略」

ロ 無人式の潜水艇であつて、次のいずれかに該当するもの

(一)・(二) 「略」

(三) 光ファイバーを用いていない光伝

送の方式によつて一、〇〇〇メートルを

超える距離でデータ又は指令を送受する

ことができるもの

十・十一 「略」

第二十条 外為令別表の八の項(一)の経済産業省令で定める技術は、次のいずれかに該当する

かに該当するもの

イ 「略」

ロ 無人式の潜水艇であつて、次のいずれかに該当するもの

(一)・(二) 「略」

(三) 光伝送の方式によつて一、〇〇〇

メートル以上の距離でデータ又は指令を

送受することができるもの

十・十一 「略」

第二十条 外為令別表の八の項(一)の経済産業省令で定める技術は、次のいずれかに該当する

もの(セキュリティの脆弱性の開示又はサイバ

ー攻撃の対応に係る技術(プログラムを除く。

)を除く。)とする。

一 第七条各号に該当するもの設計、製造又

は使用に必要な技術(プログラムを除く。)

「削る」

「削る」

もの(第一号から第六号までに該当する技術(

プログラムを除く。)であつて、セキュリティ

の脆弱性の開示又はサイバー攻撃の対応に係る

ものを除く。)とする。

一 第七条第一号ロ又は同条第三号ロに該当す

るもの設計又は製造に必要な技術(プログ

ラムを除く。)

二 前号に掲げるもののほか、第七条各号に該

当する貨物の設計又は製造に必要な技術(プ

ログラムを除く。)

三 第七条第一号ロ若しくは同条第三号ロに該

当するものを設計し、若しくは製造するため

に設計したプログラム又はそのプログラムの

〔削る〕

- 二 第七条各号に該当するものを設計し、若しくは製造するために設計したプログラム又はそのプログラムの設計、製造若しくは使用に必要な技術（プログラムを除く。）

〔削る〕

- 2 外為令別表の八の項（二）の経済産業省令で定める技術は、次のいずれかに該当するもの（

設計若しくは製造に必要な技術（プログラムを除く。）

四 前号のプログラムの使用に必要な技術（プログラムを除く。）

五 第三号に掲げるもののほか、第七条各号に該当する貨物を設計し、若しくは製造するために設計したプログラム又はそのプログラムの設計、製造若しくは使用に必要な技術（プログラムを除く。）

六 第七条に該当するものの使用に必要な技術（プログラムを除く。）

- 2 外為令別表の八の項（二）の経済産業省令で定める技術は、次のいずれかに該当するもの（

第三号から第七号までに該当する技術（プログラムを除く。）であつて、セキュリティの脆弱性の開示又はサイバー攻撃の対応に係るものを除く。）とする。

- 一 加重最高性能が二四実効テラ演算超七〇実効テラ演算以下のデジタル電子計算機の設計又は製造に必要な技術（プログラムを除く。）

〔削る〕

〔削る〕

- 二 デジタル電子計算機の機能を向上するよう

第三号から第七号までに該当する技術（プログラムを除く。）であつて、セキュリティの脆弱性の開示又はサイバー攻撃の対応に係るものを除く。）とする。

- 一 次のいずれかに該当するデジタル電子計算機の設計又は製造に必要な技術（プログラムを除く。）

イ 加重最高性能が一五実効テラ演算超一六

実効テラ演算以下のもの

ロ 加重最高性能が一六実効テラ演算超七〇実効テラ演算以下のもの

- 二 デジタル電子計算機の機能を向上するよう

に設計した部分品であつて、計算要素を集合させることにより、加重最高性能が二四実効テラ演算超七〇実効テラ演算超七〇実効テラ演算以下になるものに該当するものの設計又は製造に必要な技術（プログラムを除く。）

三 加重最高性能が二四実効テラ演算超七〇実効テラ演算以下のデジタル電子計算機を設計し、若しくは製造するために設計したプログラム又はそのプログラムの設計若しくは製造に必要な技術（プログラムを除く。）

〔削る〕

〔削る〕

に設計した部分品であつて、計算要素を集合させることにより、加重最高性能が一五実効テラ演算超七〇実効テラ演算以下になるものに該当するものの設計又は製造に必要な技術（プログラムを除く。）

三 次のいずれかに該当するデジタル電子計算機を設計し、若しくは製造するために設計したプログラム又はそのプログラムの設計若しくは製造に必要な技術（プログラムを除く。）

イ 加重最高性能が一五実効テラ演算超一六

実効テラ演算以下のもの

ロ 加重最高性能が一六実効テラ演算超七〇

実効テラ演算以下のもの

四 〔略〕

五 デジタル電子計算機の機能を向上するよう
に設計した部分品であつて、計算要素を集合させることにより、加重最高性能が二四実効テラ演算超七〇実効テラ演算以下になるものを設計し、若しくは製造するために設計したプログラム又はそのプログラムの設計、製造若しくは使用に必要な技術（プログラムを除く。）

六・七 〔略〕

第二十五条 外為令別表の一三の項（一）の経済

四 〔略〕

五 デジタル電子計算機の機能を向上するよう
に設計した部分品であつて、計算要素を集合させることにより、加重最高性能が一五実効テラ演算超七〇実効テラ演算以下になるものを設計し、若しくは製造するために設計したプログラム又はそのプログラムの設計、製造若しくは使用に必要な技術（プログラムを除く。）

六・七 〔略〕

第二十五条 外為令別表の一三の項（一）の経済

産業省令で定める技術は、次のいずれかに該当するものとする。

一 第十二条第四号から第二十号までのいずれかに該当するものの設計に必要な技術（プログラムを除く。）

一 の二 第十二条第四号から第十号まで又は第十一号から第二十号までのいずれかに該当するものの製造に必要な技術（プログラムを除く。）

二 五 [略]

2 [略]

3 外為令別表の一三の項（三）の経済産業省令で定める技術は、次のいずれかに該当するもの

産業省令で定める技術は、次のいずれかに該当するものとする。

一 第十二条第一号ロ、第四号から第二十号までのいずれかに該当するものの設計に必要な技術（プログラムを除く。）

一 の二 第十二条第一号ロ、第四号から第十号まで又は第十一号から第二十号までのいずれかに該当するものの製造に必要な技術（プログラムを除く。）

二 五 [略]

2 [略]

3 外為令別表の一三の項（三）の経済産業省令で定める技術は、次のいずれかに該当するもの

とする。

一 第十二条第四号から第二十号までのいずれか又は第十四条第十一号に該当するガスタービンエンジン又はその部分品の使用（修理又はオーバーホールに係るものに限る。）に係る技術（プログラムを除く。）

二 [略]

三 ガスタービンエンジンのフルオーソリテーターデジタルエンジン制御システムの設計若しくは製造に係る技術（プログラムを除く。）であって、次のいずれかに該当するもの又はその設計のためのプログラム

とする。

一 第十二条第一号ロ、第四号から第十号まで又は第十一号から第十九号までのいずれかに該当するガスタービンエンジン又はその部分品の使用（修理又はオーバーホールに係るものに限る。）に係る技術（プログラムを除く。）

二 [略]

三 ガスタービンエンジンの部分品であって、ガスタービンエンジンをフルオーソリテーターデジタルエンジン制御システムの設計若しくは製造に係る技術（プログラムを除く。）であって、次のいずれかに該当するもの又はそ

- イ ガスタービンエンジンの部分品の設計に係る技術であつて、エンジンの推力又は軸出力を制御する機能をガスタービンエンジンの部分品に付与するためのもの
- ロ エンジンの推力や軸出力を調整するため用いられるエンジンの制御及び診断を行う部分品の設計又は製造に係る技術
- ハ 「略」
- 四 「略」
- 五 マツハ数が一以上の速度における巡航時間が三〇分を超えることを可能とする航空機用ガスタービンエンジンのために特に設計した

- の設計のためのプログラム
- イ ガスタービンエンジンの部分品の設計に係る技術であつて、エンジンの推力若しくは軸出力を制御する機能をガスタービンエンジンの部分品に付与するためのもの
- ロ エンジンの推力や軸出力を調整するため用いられるエンジンの制御及び診断を行う部分品の設計若しくは製造に係る技術
- ハ 「略」
- 四 「略」
- 「新設」

部分品であつて、次のいずれかに該当するものの設計に必要な技術

- イ 推進力を得るための吸気系統に係る装置
- ロ 推進力を得るための排気系統に係る装置
- ハ 再熱燃焼器
- ニ エンジンのロータ支持部の潤滑又は冷却に使用する液体を調整するための能動的な熱管理装置
- ホ 潤滑油を用いないエンジンのロータ支持部
- ヘ 圧縮系統のコアガス流路の熱を除去する装置

4・5 「略」

4・5 「略」

備考 表中の「」は注記である。

附 則

(施行期日)

1 この省令は、公布の日から起算して二月を経過した日から施行する。

(罰則に関する経過措置)

2 この省令の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。